

宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム 更新設計支援業務仕様書

1 業務委託名

宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務

2 業務委託の目的

現行の電子カルテシステムは10年稼働を前提として平成24～25年度に県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院に導入しており、保守期間は平成30年度までとなっている。

システムの安定稼働のため、電子カルテシステム及び部門システムのハードウェア（サーバ等）のみ稼働6年目に更新を行い、サポート期間の関係から10年稼働が困難な一部の部門システムについてはシステムごと更新を行う計画としている。

本業務は、現行OSのサポート期間や、平成33年度に予定されている県立宮崎病院の建替えなどを見据えた長期的な視点から、必要最小限の費用で、効率的かつ効果的なハードウェア及び部門システム更新のための設計を行うとともに、システム調達仕様書（以下「調達仕様書」）を作成する事を目的とする。

3 業務内容

(1) システム更新方針策定業務

① 更新範囲の確定

現有機器（サーバ、ネットワークスイッチ等）及び部門システムを整理し、平成30年度に更新が必要と考えられる機器及びシステム等のリストを作成すること。原則として現場の負担軽減及びコスト縮減の観点から10年稼働が可能なシステムについてはハードウェア更新による対応とするが、必要に応じて各病院の関係部門にヒアリング等を行い、現行システムの継続使用又はシステム入れ替えの要望を確認すること。なお、更新範囲については原則として3病院共通となるよう調整すること。

② サーバ統合の検討

今回更新するシステムについて、各システムのサーバを可能な限り統合することによるランニングコスト削減を検討するとともに、各病院におけるサーバ統合だけでなく、各病院のサーバを宮崎病院等に一元集約化する全体サーバ統合の検討を行い、方針に反映させること。サーバ統合については、他病院の実績等を考慮し、システム全体の統合だけでなく、部門システムのみ統合した場合も検討すること。

③ 県立宮崎病院改築移転時のシステム移設コスト縮減提案

今回更新したシステムは全て新病院へ移設する予定であるため、移設時に発生が見込まれるシステム改修、移転、接続費用等について、可能な限りコスト縮減が見込まれる手法を提案すること。

④ 県立宮崎病院改築に係る新規導入システムの検討

県立宮崎病院改築時に導入を予定している新規部門システムについて、シス

テム全体の更新スケジュールを踏まえた上で、今回の更新に合わせて導入した場合と改築時に導入した場合の費用対効果や業務改善効果を比較し、より効果的な導入時期について検証すること。

⑤ Windows10 へのシステム切り替え

電子カルテシステム及び部門システム、端末等については現状 Windows7 で稼働しているため、ハードウェア更新に合わせた Windows10 への切替え手法及び端末等の調達時期を検討し、方針に反映すること。検討にあたっては、費用や端末入替えに伴う病院負担を考慮すること。

⑥ 調達方法の提案

今回の目的を達成するために最も効率的かつ経済的と判断される全体の調達方法（部門システムの分割発注・一括発注、サーバの分割発注等）を提案すること。経済性については曖昧な表現ではなく、他病院での実績等を踏まえ、各調達方法を比較した具体的な数値で示すこと。

⑦ 更新スケジュール案の作成

今回のハードウェア更新だけでなく、次回のシステム更新を見据えた電子カルテシステム全体の更新スケジュール案を作成すること。

(2) 調達仕様書案作成業務

① 調達仕様書案の作成

システム更新方針書を基に、更新機器の必要スペックや部門システムの仕様について、各ベンダーや各病院の関係部門に対してヒアリングを行い、調達仕様書を作成すること。（新規導入システムも対象とする。また、サーバ統合を行う場合は各ベンダーと調整し作成すること。）

なお、仕様作成にあたっては特定のメーカーや機器、システム等に限定されることがないようにするとともに、コスト縮減の観点から、3病院共通のシステムを導入することを前提として調整を行い、作成すること。

② 概算予算案の作成

更新対象の機器等について、接続費等を含めた更新費用を取りまとめること。

(3) 構築監理業務

電子カルテシステムベンダー等が行うハードウェア更新（システム移行作業等）について、作業内容・工程・費用等を精査してコスト縮減を図るための提案を行うこと。

(4) その他

上記の他、今回の業務に付随すると判断される一切の事項を含む。

4 対象システム

別紙 1 「宮崎県立 3 病院医療情報システム一覧」を参照

5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。提出する部数及び提出方法については、委託者と協議の上、決定する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) システム更新方針書 | 2部 |
| (2) 調達仕様書 冊子（A4版製本）※ | 20部 |
| (3) 上記を納めたCD-ROM | 1枚 |

※調達方法によってはこの限りでない。

6 業務の処理

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を推進するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。

(2) 打合せ

受託者は、事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

(3) 電子カルテシステムベンダー等との協力

受託者は、本業務の実施に当たっては、現在稼働する電子カルテシステムベンダー及び部門システムベンダーと十分に協力し、業務を円滑に遂行するものとする。

(4) 業務上の指示

受託者は、委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。

(5) 業務上の報告

受託者は、委託者の求めがあった場合は、業務の進捗状況に応じ、報告を行わなければならない。

(6) 疑義

受託者は本業務の遂行に当たり、疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。

7 その他

(1) 本業務の遂行に当たり知り得た情報は、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後のおいても同様とする）。

(2) 本業務に必要な資料については、宮崎県病院局経営管理課又は県立3病院の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の完了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに、委託者の指示に基づき、成果品の訂正を行わなければならない。

(4) 成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。

以上